

第4回 定例会

平成27年第4回定例会は、12月4日から17日まで、14日間の会期で行いました。
 今定例会では、議案12件が提案され、いずれも原案どおり可決しました。
 また、損害賠償の額の決定および和解の専決処分について3件の報告がありました。

一般会計補正予算

福祉関係の充実に向けて

歳入
 歳入歳出それぞれ497
 1万円を追加し、総額67億
 5471万円としました。

歳出

歳入

歳入
 歳入の主な補正は、国庫
 支出金963万円、県支出
 金1062万円、財産収入
 168万円、繰入金171
 8万円、諸収入341万円
 町債720万円の追加など
 です。

歳出
 歳出の主な補正は、障害
 者福祉費910万円、医療
 福祉費1025万円、児童
 手当費360万円、児童保
 育費450万円、母子衛生
 費348万円、道路維持費
 283万円、消防費351
 万円、明治小修繕費109
 万円、中学校教育振興費94
 万円、体育施設補修工事費
 580万円などの追加で
 す。

全会一致で可決



吉岡町子育て支援センター（漆原）



工事が予定されている明治地区児童屋内体育施設

旧3級品たばこ段階的値上げへ

改正の主な内容は、次の4点です。

- 旧3級品たばこの特例税率を4年間で段階的に縮減・廃止すること
- 旧3級品たばこの特例税率を4年間で段階的に縮減・廃止すること
- 旧3級品たばこの特例税率を4年間で段階的に縮減・廃止すること
- 旧3級品たばこの特例税率を4年間で段階的に縮減・廃止すること

に伴う改正

- 旧3級品たばこの特例税率を4年間で段階的に縮減・廃止すること
- 旧3級品たばこの特例税率を4年間で段階的に縮減・廃止すること
- 旧3級品たばこの特例税率を4年間で段階的に縮減・廃止すること
- 旧3級品たばこの特例税率を4年間で段階的に縮減・廃止すること

この改正は、地方税法などが一部改正されたことによるものです。
賛成14反対1で可決

吉岡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定

マイナンバーの利用に向けて

マイナンバー制度が開始されたことにより、10月からすべての国民に対し個人番号が通知されました。平成28年1月には、個人番号カードの交付と利用が開始されます。7月からは、国の機関や地方公共団体の間で、個人

番号を利用した情報連携が始まります。また、法律によって条例で規定するとされた事項を定めた条例を制定することで、個人番号の利用や特定個人情報の提供が可能となります。社会保障・税番号制度

が導入されることにより、行政事務の効率化や公平公正な社会の実現が期待されるとともに、行政手続の簡素化が図られることから、国民の利便性向上につながることも期待されます。
賛成14反対1で可決

12月

平成27年度 各会計別補正予算の状況

(万円未満は四捨五入)

会計名	補正額	補正後の予算額
一般会計	4,971万円	67億5,471万円
農業集落排水事業	85万円	1億6,284万円
介護保険事業	△831万円	13億4,941万円
後期高齢者医療事業	44万円	1億6,575万円
水道事業会計		
収益的支出	14万円	4億1,047万円